平成２３年（フ）第３６４号
長崎県長崎市界１丁目５番５―302号
債務者　北　　幸雄
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７０号
長崎県長崎市深堀町１丁目74番地20
債務者　古澤　美香
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８３号
長崎県長崎市若草町７番５号　若草マンション206
債務者　荒木　里美
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
長崎県長崎市稲佐町45番10号　瀬川方
債務者　阿部　靜香
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
長崎県長崎市宿町209番地３　サンハイツ105
債務者　牧島みかさ（旧姓北島）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
山口県周南市花園町８番１―203号
債務者　宮澤　俊江
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第６７号
福岡県行橋市大字下稗田1340番地13
債務者　加藤　秀貴
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
福岡県行橋市大字下稗田1340番地13
債務者　加藤さくら
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第９２４号
千葉県船橋市前原西８丁目13番17号
債務者　石井久美子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９４４号
千葉県船橋市緑台１丁目３番１棟102号
債務者　月田　光宏
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９６１号
千葉市花見川区花見川９番19棟504号
債務者　山城みどり
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９７３号
千葉市若葉区中野町107番地８　高齢者専用賃貸住宅あさがお、住民票上の住所千葉市若葉区中野町801番地
債務者　恩田　満則
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９７７号
千葉県市原市八幡566番地５、住民票上の住所千葉市若葉区中田町1191番地の14
債務者　鶴田　和子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９９９号
千葉市緑区古市場町474番地300　古市場第３団地４棟301号
債務者　川上　順子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１００４号
千葉県市原市五井2533番地52
債務者　伊藤　理惠
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１１号
千葉市花見川区柏井町1290番地３
債務者　新藤瑠美子（旧姓石原・岩下）
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１９号
千葉県船橋市豊富町651―12、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷１丁目５番29―304号
債務者　近藤　正洋
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０３９号
千葉県市川市東国分１丁目30番12―205号　ミキハイムコクブ
債務者　澤田　泰成
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係